

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
返還免除申請書

令和 年 月 日

沖縄県社会福祉協議会会長 殿

申請者氏名：

借受人との関係（ ）

※借受人以外の者が届ける場合のみ記入ください。

住 所：

電 話 番 号：

貸付番号	h m		
住 所	〒		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		S・H 年 月 日 (歳)	

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付要領等に基づき、貸付金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

貸付期間	H・R 年 月 日 から H・R 年 月 日 (年 箇月)		
返還免除申請額	円	返還額	円
貸付金額	円	返還済額	円
申請理由	《当然免除》 1 保育士の業務に従事 (2年) 2 業務上の理由により死亡又は心身の故障 《裁量免除》 3 県内において貸付けを受けた期間以上の従事 4 その他 ()		

返還免除申請の際には、申請書と併せて以下のとおり当該事実を証明する書類を添付してご提出ください。

申請理由	添付書類
1	業務従事期間証明書（第8号様式）
2	死亡届（第13号様式）、除籍証明書又は医師の診断書
3	当該事実を証明する書類

【返還免除について】 沖縄県社会福祉協議会未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付け要領より一部抜粋

（返還の債務の当然免除）

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には貸付金の返還の債務を免除できるものとする。

(1) 沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、沖縄県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することとする。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 借受人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、返還免除申請書（第11号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第15条 本会会長は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、又は特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

(1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

(3) 借受人が1年以上沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事したときは、返還の債務の額の一部

2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除の申請をするときは、返還免除申請書（第11号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

4 裁量免除の額は、沖縄県内の貸付対象となる施設等において保育士の業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に返還の債務の額に乗じて得た額とする。